

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1	会議の名称	1 1 期第 1 回さいたま市消費生活審議会
2	会議の開催日時	令和 8 年 8 月 2 7 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 0 0 分
3	会議の開催場所	大宮情報文化センター（J A C K 大宮） 5 階宇宙劇場第 1 ・第 2 集会室
4	出席者名	井上会長、木下委員、宮野委員、岡田委員、 金子委員、宮島委員、福島委員、雫石委員、 内田委員、佐藤委員、齋島委員
5	欠席者名	高橋委員、安藤委員、須賀委員、丹野委員
6	議題及び公開又は非公開の別	（議題） （1）さいたま市消費生活審議会等運営要綱 の改正について （2）令和 7 年度消費生活基本計画実施状況 報告について （3）その他 （公開又は非公開の別） 公開
7	非公開の理由	—
8	傍聴者の数	0 名
9	審議した内容	（1）さいたま市消費生活審議会等運営要綱 の改正について （2）令和 7 年度消費生活基本計画実施状況 報告について （3）その他
10	問合せ先	市民局 市民生活部 消費生活総合センター 電話番号：0 4 8 - 6 4 5 - 3 0 0 2
11	その他	

11期第1回さいたま市消費生活審議会

日時：令和8年8月27日（木）午前10時～

場所：JACK大宮5階　さいたま市宇宙劇場

第1・第2集会室

次　　第

- 1　開会
- 2　委嘱状交付
- 3　局長あいさつ
- 4　委員自己紹介
- 5　会長選出
- 6　会長職務代理者の指名
- 7　消費者被害救済部会委員の指名
- 8　報告事項
- 9　議題
 - （1）さいたま市消費生活審議会等運営要綱の改正について
 - （2）令和7年度消費生活基本計画実施状況報告について
 - （3）その他
- 10　閉会

議題（１）さいたま市消費生活審議会等運営要綱の改正について

さいたま市消費生活審議会等運営要綱の一部を改正する要綱

さいたま市消費生活審議会等運営要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(幹事長、幹事及び書記) 第 5 条 審議会等に <u>幹事長、幹事及び書記</u> をおく。 <u>2 幹事長は、市民生活部長の職にある者をもって</u> <u>充てる。</u> <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5 幹事長は、会長の命を受け、審議会等に属する</u> <u>事務を掌理し、幹事を指揮監督する。</u> <u>6 幹事は、幹事長の命を受け、審議会等の事務を</u> <u>処理する。</u> <u>7</u> [略]	(幹事及び書記) 第 5 条 審議会等に幹事及び書記をおく。 <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] <u>4 幹事は、会長の命を受け、審議会等の事務を処</u> <u>理する。</u> <u>5</u> [略]

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 日から施行する。

さいたま市消費生活審議会等運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、さいたま市消費生活条例（平成18年さいたま市条例第25号。以下「条例」という。）及びさいたま市消費生活条例施行規則（平成18年さいたま市規則第90号。以下「規則」という。）に基づき、さいたま市消費生活審議会及びさいたま市消費生活審議会に置かれた部会（以下「審議会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開等）

第2条 審議会等は、公開で行うものとする。ただし、規則第41条の規定に基づき、消費者被害救済部会（以下「救済部会」という。）において行うあっせん又は調定及び訴訟に関する援助の手続きは非公開とする。

2 審議会等の会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

3 審議会等の資料及び議事録は、公開するものとする。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条各号の規定に該当する情報が記録されているとき及び第1項ただし書の規定によるときは、この限りではない。

4 審議会等の会議における資料で前項ただし書に規定されているものは、答申案の作成など調査審議上の必要がある場合を除き、会議終了後、さいたま市消費生活審議会の庶務を処理する市民局に設置する事務局が一括で管理するものとする。

（議事録の作成）

第3条 審議会等の議事録は、議事の日程及び項目等その概要を記したものとする。

2 審議会等の議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 審議会等の議事録には、審議会等の会長及び会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

（答申書の作成）

第4条 市長の諮問に応じ、審議会等において調査審議した答申書の作成は、審議会等の委員によるものとする。

（幹事長、幹事及び書記）

第5条 審議会等に幹事長、幹事及び書記をおく。

2 幹事長は、市民生活部長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、消費生活総合センター所長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、消費生活総合センターに所属する市職員とする。

5 幹事長は、会長の命を受け、審議会等に属する事務を掌理し、幹事を指揮監督する。

6 幹事は、幹事長の命を受け、審議会等の事務を処理する。

7 書記は、幹事の命を受け、審議会等の事務に従事するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 日から施行する。

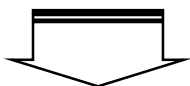
議題（2） 令和 7 年度消費生活基本計画の実施状況報告について

I 消費生活基本計画の進行管理

1. 調査・内部評価

調査

各担当課の施策の実施状況を調査



評価

【評価（担当課自己評価）
Ⅱ-4）】

A 施策（A 課）… ○
B 施策（B 課）… ×
C 施策（C 課）… ○
D 施策（D 課）… ○
E 施策（E 課）… —



【評価結果（Ⅱ-3）】

基本的方向の項目ごとに成果を
検証し、課題・方向性を明示



2. 審議会報告（検証）

各担当課の施策の実施状況を報告



3. 改善・見直し

審議会の検証結果を各担当課にフィードバック



4. 施策の実行



Ⅱ 令和7年度消費生活基本計画の実施状況（評価）について

1 評価方法

基本計画に掲載されている具体的施策の担当課所が年度の取り組み状況をまとめ評価を行う。

2 評価基準

評価項目	評価基準	
具体的施策の評価 【全102事業】	評価	○：達成……評価基準に掲げている目標を達成できた。 ×：未達成……評価基準に掲げている目標を達成できなかった。 －：実施していない、またはやむを得ない理由（コロナウイルス感染拡大や災害）により目標を達成できなかった。
	達成度	（１）～（４）の各基本的方向について、○の数に応じて達成度を検証する。

3 消費生活基本計画実施状況調査結果（概要）

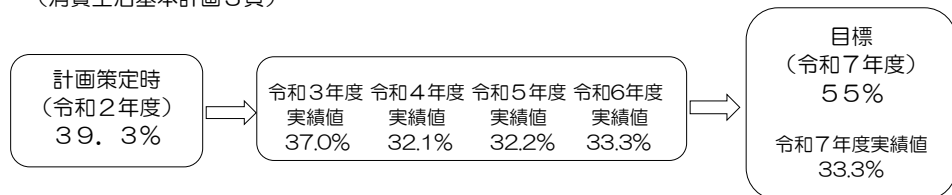
基本的方向	項目	施策数	評価			達成度	課題・方向性
			○	×	－	○の割合	
（１）消費者の安全・安心の確保	①食の安全対策の推進	10	8	2	0	80%	食の安全対策の推進に関しては、引き続き市民に対して情報提供や正しい知識の普及啓発に努めます。 生活環境の安全対策の推進に関しては、制度利用件数を増やすため、引き続き広報・啓発活動等、制度の周知に力を入れていきます。
	②生活環境の安全対策の推進	17	11	3	3	79%	
	③表示等の適正化の推進	8	7	0	1	100%	
	（計）	35	26	5	4	84%	
（２）自立した消費者の育成	①若年者への教育の推進・支援の強化＜重点＞	7	7	0	0	100%	自立した消費者として自主的かつ合理的に行動できるよう、引き続き学校や地域においての教育、啓発に力を入れ、育成に努めます。 環境保全への取り組みについても、引き続き地域等の連携のもと進めていきます。
	②消費者教育の推進	9	9	0	0	100%	
	③環境保全への取り組みの促進	12	8	3	1	73%	
	④わかりやすい情報提供の推進	3	3	0	0	100%	
	（計）	31	27	3	1	90%	
（３）消費者被害への機動的な対応	①迅速な消費者被害への対応	8	5	0	3	100%	迅速な消費者被害への対応については、引き続き適切な助言や斡旋を行い、的確かつ迅速な解決を図るよう努力していきます。 高齢者等への支援についても、関係機関の会議等の出席、情報提供、情報共有を通して連携を強化し支援を進めていきます。
	②高齢者等への支援の強化＜重点＞	9	8	1	0	89%	
	③事業者に対する指導の推進	3	0	0	3	－	
	④関係機関等との連携の推進	2	0	1	1	0%	
	（計）	22	13	2	7	87%	
（４）消費者意見の反映の促進	①消費者、事業者及び市による協働の推進	8	6	2	0	75%	消費生活センターの認知度向上やリスクに対する消費者の安全確保実現のため、消費者・事業者・市の連携と協働の促進を図ります。 また、事業者に対し市の情報提供に努めます。
	②事業活動、市の施策への消費者意見の反映の推進	6	3	3	0	50%	
	（計）	14	9	5	0	64%	
計 画 全 体 ※再掲の4施策は除いています		98	73	13	12	85%	

※達成度の割合の計算に当たっては、該当案件がない等の理由により達成度による評価ができないものを総施策数から差し引いて算出しています。

4 消費生活基本計画実施状況調査結果（具体的施策実施状況一覧）

○計画の総合指標

「消費者トラブル対策が充実していると感じる市民の割合」
（消費生活基本計画3頁）



○計画の総合指標の達成に資する効果

- ①消費生活に関する情報提供
- ②若年者の被害防止・支援
- ③高齢者・障害者の被害防止・支援
- ④消費者被害、トラブルの解決への支援
- ⑤消費者意見の反映の促進
- ⑥消費者の安全・安心の確保の推進
- ⑦関係機関、団体、市民との連携、協働の推進
- ⑧消費者教育の推進
- ⑨環境保全への取り組みの促進

（1）消費者の安全・安心の確保

①食の安全対策の推進

市民の健康維持を図る上で、消費生活にも大きな影響を与える食品の安全性を確保することは非常に重要です。食中毒を防止するために、食品関連施設等の監視指導や検査を充実させ、市民に対して情報提供や正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

●食の安全に関する情報提供等

食に対する消費者の不安を解消し、安心した食生活を送れるよう、食品衛生や食に関する知識の普及、相談の実施等の施策を講じます。

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理由	令和7年度実績	担当課所
1	食の安全委員会での意見の交換【89番に再掲】	⑤⑥⑦	毎年4回開催する。 （令和3年度から7年度）	○	年4回開催できたため。	開催日：①令和7年5月15日 ②令和7年7月22日 ③令和7年11月4日 ④令和8年1月26日 内 容：食の安全確保対策事業について 食の安全基本方針アクションプランについて 食品衛生監視指導計画について	生活衛生課
2	食の安全に関する情報提供・注意喚起【90番に再掲】	①⑥	毎年夏期と冬期に食中毒予防啓発事業を実施する。 （令和3年度から7年度） 市報やホームページを活用しての情報提供を実施する。 （令和3年度から7年度）	○	夏期と冬期に食中毒予防啓発事業を実施できたため。 市報やホームページを活用して情報提供を実施できたため。	・7月から8月、11月から12月に食中毒予防対策強化期間を設定し、啓発事業を行った。 ・市報、ホームページ、デジタルサイネージ等を活用し、食の安全に関する情報提供を行った。また、食中毒事件、食品の自主回収等の情報を迅速に提供した。	生活衛生課
3	食の安全に関する情報共有及び意見交換【91番に再掲】	①⑥	毎年食の安全フォーラムを2回、サイエンスカフェを2回開催する。 （令和3年度から7年度）	×	食の安全フォーラムを2回開催し、専門家と参加者がコーヒー等を片手に気軽に語り合う事業であるサイエンスカフェに代わり、食品事業者を話題提供者とする食の安全市民サロンを1回開催したため。	・食の安全フォーラム 開催日：①令和7年7月28日 ②令和8年3月13日 内 容：①“からだに良い”の落とし穴？今こそ知りたい『健康食品』の真実 ②冷凍食品の基礎知識～便利、美味しさのその先に～ 参加者数：①59人 ②65人 ・食の安全市民サロン 開催日：令和8年3月17日 内 容：日ごろの食中毒予防について振り返る 参加者数：23人	生活衛生課
4	食の安全・安心市民講習会の開催【92番に再掲】	⑥⑧	毎年7回開催する。 （令和3年度から7年度）	×	同等の内容で年6回の開催計画を策定し、7回開催できなかったため。	開催日：①令和7年5月19日 ②令和7年7月3日 ③令和7年8月28日 ④令和7年10月29日 ⑤令和8年1月22日 ⑥令和8年2月24日 内 容：①食品の安全性の考え方 他 ②食中毒予防と衛生管理 他 ③農薬の安全確保のための正しい農薬の知識 他 ④食品表示について 他 ⑤施設見学 ⑥食の安全情報との付き合い方 他	生活衛生課

施策番号	施策の内容	計画の 総合指標 の達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
5	食品関係の相談受付	⑥	随時対応します。 (令和3年度から7年度)	○	情報探知後に営業施設に立入調査を実施し、衛生指導等を行った。 また、相談内容によっては、電話、窓口、電子メールにより迅速に対応した。	- 市民からの相談件数 388件 (有症165件 異物混入76件 腐敗変敗12件 表示2件 許可11件 その他122件) - 食品関係事業者からの相談件数 253件 (有症47件 異物混入94件 腐敗変敗3件 不適正表示・期限切れ食品52件 その他57件)	食品衛生課
6	「みんなで学ぼう！食品衛生」の開催	⑥⑧	毎年実施します。 (令和3年度から7年度)	○	市内食品製造施設において、低年齢層を含めた市民を対象とする体験型イベントを実施することにより、食品衛生に関する知識の普及を図ることができた。	令和7年8月6日に実施し、小学5、6年生とその保護者12組24名の参加があった。	食品衛生課
●食品関係施設の監視指導と食品検査 消費者が安心して食生活を送れるよう、食品衛生監視指導計画を策定し、各種検査を充実させるとともに、施設に対する監視指導を行います。							
7	食品衛生監視指導計画の策定及びそれに基づく監視指導	⑥	毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、その実施結果を公表する。 (令和3年度から7年度)	○	食品衛生法第24条に規定に基づき策定し、実施結果を公表できたため。	令和6年度食品衛生監視指導計画の実施結果を令和7年6月末までに公表し、令和8年度食品衛生監視指導計画を令和8年3月末までに策定した。	生活衛生課
8	と畜場法に基づくと畜検査、食品衛生法に基づく収去検査、施設の監視指導	⑥	- と畜検査 牛・子牛・豚・馬等 全頭 - BSE検査 検査対象の牛 - 精密検査 随時	○	適切なと畜検査を行い、食肉の安全性を確保することができたため。	- と畜検査 - 牛 10,603頭 - 子牛 41頭 - 豚 56,518頭 - BSEスクリーニング検査 - 検査対象牛なし - 精密検査等 - 微生物検査 1,173検体 - 理化学検査 180検体 - 病理検査 458検体	食肉衛生検査所
9	食品衛生法に基づく食品等の検査	⑥	保健所食品衛生課、食肉衛生検査所からの依頼による食品衛生法に基づく食品等の検査について、適正な検査を実施する。(件数等の数値設定は不適当)	○	保健所食品衛生課、食肉衛生検査所からの検査依頼について、全て検査を実施し、回答することができたため。	保健所食品衛生課、食肉衛生検査所からの依頼に基づき、下記の検査を適正に実施した。 - 監視指導計画等に基づく検査 - 理化学358検体、微生物131検体 - 苦情、食中毒等関連検査 - 理化学 1検体、微生物143検体	生活科学課
10	食中毒予防のため、学校給食用の食材、食器等の検査	⑥	毎年学校給食における食中毒の発生件数0件。(令和3年度から7年度)	○	令和7年度における学校給食における食中毒の発生件数は0件であったため。	- 単独調理場方式の市立小・中・特別支援学校及び学校給食センター162施設を対象に、学校給食用食材及び調理器具等各7検体、計1,134検体の細菌検査を年1回実施(※リフレッシュ改修工事中の給食室を除く) - 単独調理場方式の市立小・中・特別支援学校及び学校給食センター163施設を対象に、食器・器具等6検体、計978検体の化学検査(澱粉性残留物、脂肪性残留物)を年2回実施(※リフレッシュ改修工事中の給食室を除く) - 単独調理場方式の市立小・中・特別支援学校のうち、8施設を対象に、学校給食用食材各5検体、計40検体の細菌検査(O-157)を年1回実施 - 単独調理場方式の市立小・中・特別支援学校のうち、4施設を対象に、学校給食用食材各1検体、計4検体の理化学検査(残留農薬、ソルビン酸、ヒスタミン)を年1回実施	健康教育課

施策番号	施策の内容	計画の 総合指標 の達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
②生活環境の安全対策の推進 消費者の生命、身体及び財産の安全が満たされるためには、安全な商品・サービスが事業者から提供される消費生活環境の形成が不可欠です。 しかし、安全への配慮が不十分な商品や、悪質な住宅リフォーム詐欺、不正医薬品の流通等、自覚を欠いた事業者により、消費者が危害等を被るという問題が発生しています。							
●環境衛生関連施設・薬事衛生関係施設に対する監視指導等 市民から依頼された飲料水等の検査や、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく検査を実施します。 また、シックハウス症候群等室内空気環境についての相談のほか、環境衛生関連施設・薬事衛生関係施設に対する監視指導、相談業務等を行います。							
11	飲料水等の水質検査、健康食品の薬効成分等の検査	⑥	保健所環境薬事課からの依頼による井戸水や浴用水等の水質検査、家庭用品規制法に基づく乳幼児の衣服等の家庭用品検査、医薬品成分に関する健康食品検査について、適正な検査を実施する。 (件数等の数値設定は不適当)	○	保健所環境薬事課からの検査依頼について、全て検査を実施し、回答することができたため。	保健所環境薬事課からの依頼に基づき、下記の検査を適正に実施した。 水質検査 509検体 家庭用品検査 81検体 健康食品検査 20検体 衛生害虫等検査 0検体	生活科学課
12	環境衛生関連施設・薬事衛生関係施設に対する監視指導及び相談業務	⑥	○環境衛生関係施設に対する監視指導の実施 ・理容所、美容所、クリーニング所 監視率 8% ・旅館業、興行場、公衆浴場監視率 22.7% ○薬事衛生関係施設に対する監視指導の実施 ・医薬品医療機器等法等薬事関係法令に基づく許可施設のうち、薬局、店舗販売業及び卸売販売業の監視率 23% (令和3年3月31日現在の施設数の23%とする) ・家庭用品試買検査 80品目 健康食品試買検査 20品目	一	感染症拡大防止など、社会情勢を踏まえ、重点監視施設を絞って立入を行ったため。	・理容所、美容所、クリーニング所監視率 5.7% ・旅館業、興行場、公衆浴場監視率 46.1% (重点監視対象) ・医薬品医療機器等法等薬事関係法令に基づく許可施設のうち、薬局、店舗販売業及び卸売販売業の監視率 24.8% ・家庭用品試買検査 79 品目 ・健康食品試買検査 20 品目	環境薬事課
●水道水の水質検査の実施 消費者が安心して水道水を使うことができるよう水質検査を実施し、安全性・信頼性の確保に努めます。							
13	水道水の水質検査の実施	⑥	・毎年度策定する水質検査計画に基づいて水質検査を実施し、水質基準項目に適合していることを確認する。 ・水質検査結果を公表する。	○	工事等が理由の一部の欠測を除いて、当初予定通りの検査が行えたため。また、結果の公表も滞りなく行えたため。	・色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 市内31箇所毎日1回以上実施 (工事等により一部欠測) ・配水施設の出口の水の水質検査 市内19箇所毎月1回以上 (工事等により停止中の配水施設は未測定) ・公園等の給水栓の水の水質検査 市内19箇所毎月1回以上実施 ・深井戸原水の水質検査 市内54箇所年1回以上実施 (取水している深井戸のみで実施し、稼働を休止しているものは対象外) ・水質検査結果の公表(ホームページ)主に給水栓の水の検査結果を公表 ・水質検査結果の公表 (さいたま市水道だより、水道事業年報)毎年1回	水質管理課
●耐震診断費用等の助成及び建築物の適法性・安全性確保 一定の条件を満たす建築物を対象に、耐震診断費用、耐震改修費用の助成を行います。また、建築基準法に基づき、中間検査、完了検査等を的確に実施することで、建築物の適法性・安全性を確保します。							
14	一定条件を満たす戸建て住宅等の耐震診断費用の助成	⑥	・令和7年度末の住宅の目標耐震化率95%達成に向け、耐震診断費用の助成を実施する。 ・年度ごとに目標耐震化率を設定していないため、当該年度の予算措置件数の達成を目標とする。	×	予算措置件数11件を下回ったため。	・令和7年度末の住宅耐震化率 94.7% ・耐震診断助成制度利用件数 5件	建築総務課
15	一定条件を満たす戸建て住宅等への耐震診断員の派遣	⑥	・令和7年度末の住宅の目標耐震化率95%達成に向け、耐震診断員派遣制度を実施する。 ・年度ごとに目標耐震化率を設定していないため、当該年度の予算措置件数の達成を目標とする。	×	予算措置件数350件を下回ったため。	・令和7年度末の住宅耐震化率 94.7% ・耐震診断員派遣制度利用件数 149件	建築総務課
16	一定条件を満たす戸建て住宅等の耐震補強費用の助成	⑥	・令和7年度末の住宅の目標耐震化率95%達成に向け、耐震補強費用の助成を実施する。 ・年度ごとに目標耐震化率を設定していないため、当該年度の予算措置件数の達成を目標とする。	○	予算措置件数20件を上回ったため。	・令和7年度末の住宅耐震化率 94.7% ・耐震改修助成制度利用件数 23件	建築総務課

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
17	一定条件を満たすブロック塀等に対する除去・建替え費用の助成	⑥	令和7年度末までに、約2,300件のブロック塀等の所有者に助成制度の周知・啓発を実施する。	×	ダイレクトメール送付総数が2,300件を下回ったため。	令和3～7年度ブロック塀等改善啓発ダイレクトメール送付総数 2,045通	建築総務課
18	建築確認申請・完了時のシックハウス原因物質の使用制限、換気設備の設置義務履行等のチェック	⑥	引続き制度の啓発活動を実施し、検査率の向上に努める。	○	確認申請及び完了検査が行われることで、建築物の安全性が担保されるため	第4次埼玉県建築行政マネジメント計画に基づき、増築等完了検査率及び用途変更完了届出率の向上のため、お知らせハガキの発送等を実施した。	建築行政課
19	共同住宅等の建築物の中間検査	⑥	引続き制度の啓発活動を実施し、検査率の向上に努める。	○	中間検査が行われることで、建築物の安全性が担保されるため。	検査率の向上のため啓発活動として、窓口やホームページにおいて、制度概要の周知をし、併せて、お知らせハガキの発送等を実施した。	建築行政課
●商品の安全性にかかわる検査等の実施 消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく立入検査を実施するとともに、消費生活相談情報の分析結果や関係機関等からの情報を適時に提供することで、危害等の発生の未然防止・拡大防止を図ります。							
20	消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査	⑥	市内にある3箇所の販売事業所に対して立入検査を実施する。	○	市民がよく利用する様々な形態の店舗に対して、基準どおり検査が実施できたため。	検査実施内容 (①特定製品、②立入販売事業者数、③検査機種数、④違反機種数) ・①ライター ②4 ③40 ④0	消費生活総合センター
21	電気用品安全法に基づく販売業者への立入検査	⑥	市内にある3箇所の販売事業所に対して立入検査を実施する。	○	市民がよく利用する様々な形態の店舗に対して、基準どおり検査が実施できたため。	検査実施内容 (①電気用品の区分、②立入販売事業者数③検査機種数、④違反機種数) ・①交流用電気機械器具 ②4 ③13 ④0	消費生活総合センター
22	条例に基づく商品・サービスにおける危害防止のための調査	⑥	危害・損害に係る情報収集を常に行い、疑義が生じた場合は迅速に調査を実施する。	—	条例に基づき調査を要する案件がなかったため。	条例に基づき調査を要する案件はなかった。	消費生活総合センター
23	消費生活相談にかかわる商品テストの実施	⑥	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。(件数等の数値設定は不適当)	○	対象となる3件について、速やかに手続きを行った。	依頼件数：3件	消費生活総合センター
24	商品テスト・リコール情報等の速やかな提供	①⑥	ホームページでの紹介を速やかに実施することを評価基準とする。	○	ホームページで速やかな情報を提供し、消費者の安全・安心を確保することができたため。	国や独立行政法人等がホームページで公表している、製品安全にかかわる注意喚起やリコール・製品回収等の情報を消費者が入手できるよう、センターのホームページにて紹介を行った。	消費生活総合センター
●生活関連物資の価格調査等による監視 食品、日用品雑貨、衣料品、燃料等市民の日常生活において必要性の高い商品である生活関連物資について、必要に応じてその価格動向、需給状況、流通の実態等を調査・監視します。							
25	生活関連物資の店頭価格の調査	⑥	ホームページでの情報提供(リンク)の実施	○	市のホームページと県のホームページをリンクさせることにより、県が公表しているさいたま市地域の調査価格について情報提供をしている。	市のホームページと県のホームページをリンクさせることにより、県が公表しているさいたま市地域の調査価格について情報提供をしている。また、店頭価格調査を行うべき国による特定物資の指定や地域特有の状況はなかったため市では調査は行っていない。	消費生活総合センター
26	生活関連物資の買占め等にかかる調査	⑥	国が特定物資を指定した場合や、地域特有の状況により必要な場合は、生活関連物資の買占め等にかかる調査を行う。	—	国による特定物資の指定や調査が必要とされる地域特有の状況はなく調査を行っていないため。	調査を行うべき国による特定物資の指定や地域特有の社会情勢等の状況には至らなかったため調査は行っていない。	消費生活総合センター
●災害時等における対応の充実・強化 災害や感染症の拡大に便乗した悪質な事業活動に対する消費生活相談体制を整備するとともに、不適正な取引行為に対する監視・指導を強化します。							
27	災害や感染症の拡大時の消費生活相談体制の整備及び不適正な取引行為の監視・指導	⑥	緊急時対応マニュアルを整備して、災害や感染症の拡大時における体制を確立する。	○	災害時における消費生活相談の継続、啓発活動の展開ができる体制を整備することができたため。	災害発生時においても消費生活センターの機能が維持できるよう、緊急時の出勤体制等を整備・ルール化することで、継続して消費生活相談が受けられ、消費者被害拡大を防ぐ啓発活動ができる体制を確立した。	消費生活総合センター

施策番号	施策の内容	計画の 総合指標 の 達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
③表示等の適正化の推進 消費者が多種多様な商品・サービスの中から必要なものを選択する上で、表示は重要な判断基準となっており、事業者は適切な表示を行う必要があります。							
●食品表示等の適正化 消費者が食品を選択する上で必要な食品表示を適正に行うよう、市内販売店等への指導・啓発等を行います。							
28	食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発 【品質部門】	⑥	市内事業者に巡回調査等を実施する。	○	・市内業者に対し、食品表示にかかる巡回調査、相談受付等を19件実施した。 ・農情報ガイドブックの配布に際し、12名に食品表示に係るパンフレット配布を実施した。 ・制度周知の取り組みとして、市内農業者等を対象にした基礎セミナーを実施した。	・巡回調査、相談受付等 19件 ・食品表示に係るパンフレット配布による啓発 12名 ・制度周知基礎セミナーの実施 1回 (参加者15名)	農業政策課
29	食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発 【衛生部門】	⑥	随時対応します。 (令和3年度から7年度)	○	事業者及び消費者からの食品表示に関する問い合わせに対して、電話及び窓口において随時対応した。	事業者及び消費者からの食品表示に関する問い合わせ件数 32件	食品衛生課
30	食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発 【保健部門】	⑥	評価基準となる数値目標の設定はなし。 (食品表示に関する相談・指導件数に関しては、数値等の基準を設定して評価する事ができないため。)	○	健康増進法・食品表示法に基づく栄養表示等の相談者に対し、必要な情報を提供することができたため。	健康増進法・食品表示法に基づく栄養表示等の相談・指導件数 24件	健康支援課
●適正計量の確保 計量法に基づき、商店や病院、事業所等で取引や証明に使用されるはかりの定期検査を実施するとともに、事業者の指導育成を行います。							
31	計量法に基づく検査・指導	⑥	計量器の定期検査は、法により2年に1回実施することと定められており、当市では地区を変えて実施している(中央区、桜区、浦和区、緑区、南区は西暦の偶数の年、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区は西暦の奇数の年)。したがって、実施年度において把握し得る計量器のすべてを検査することを評価基準とする。	○	定期検査については、計量器の事前調査を行い把握した件数すべての検査を実施できたため。また、立入検査については、年度当初に計画した件数すべての検査を実施できたため。	計量器の定期検査 ・市検査所実施分 540戸 1,020個 ・指定定期検査機関への委託分 175戸 419個 立入検査(商品量目検査) ※グラム売りの商品が表示通りの質量があるかの検査 ・前期(6月～7月) 10店舗 398個 ・後期(11月) 8店舗 289個 ・臨時(3月) 1店舗 20個	経済政策課
●表示等にかかる調査の実施等 家庭用品品質表示法や老人福祉法等に基づく立入検査を行うことで安全の確保を図るとともに、事業者に適正な表示、広告等の遵守を促し、その適正化を図ります。							
32	条例に基づく品質表示、包装等の必要な調査	⑥	必要に応じて表示等の基準を定め、調査を実施する。	—	条例に基づき調査を要する案件がなかったため。	消費生活条例第23条に基づく調査については、調査を要する案件が発生していないため実施していない。	消費生活総合センター
33	事業者における法令に基づく表示等の促進	⑥	事業者に対して適正な表示を行うよう指導・要望する(随時)	○	消費生活相談や事業者訪問の際に、適正な表示等についての指導・要請が行われたため。	相談において契約書等に不適正な表示や消費者が誤解しやすい表示が見られた場合には、事業者に対し適正な表示や誤解を与えにくい表示をするよう努めさせるとともに、事業者訪問の際にも、適正でわかりやすい表示によって、消費者に不利益や誤解を与えないような販売を行うよう要請している。	消費生活総合センター
34	家庭用品品質表示法に基づく販売業者への立入検査	⑥	市内にある3か所の販売事業所に対して立入検査を実施する。	○	市民がよく利用する様々な形態の店舗に対して、基準どおり検査が実施できたため。	検査実施内容 (①品目名、②立入販売事業者数、③検査表示点数、④違反表示点数) ・①繊維製品(タオル) ②4 ③50 ④0 ・①合成樹脂加工品(食器用、食卓用又は台所等の器具：食器用の器具等) ②4 ③29 ④0 ・①雑貨工業品(歯ブラシ) ②4 ③49 ④0	消費生活総合センター
35	老人ホームの誇大表示等の改善	⑥	令和7年度までの5年間で225件、有料老人ホームの立入検査を実施する。(年間45件)	○	評価基準を上回る、有料老人ホームの立入検査を50件実施し、各有料老人ホームで使用している広告内容等について、必要に応じた指導を実施したため。	有料老人ホーム立入検査件数 50件	介護保険課

施策番号	施策の内容	計画の 総合指標 の 達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
(2) 自立した消費者の育成							
①若年者への教育の推進・支援の強化＜重点＞ 令和4年4月に成年年齢が引き下げられることに伴い、若年者の消費者トラブルが増えることが懸念されることから、消費者問題について若年者に自分にも起こりうる問題として関心を持ってもらう必要があります。							
●学校における消費者教育の充実 各世代に応じた学校における消費者教育の充実を図ります。							
36	学習指導要領に基づく消費者教育の推進【小中学校】	⑧	消費生活総合センターとの連携（出前講座の利用、動画、パンフレット等の提供等）を図った授業等を行う学校数 令和3年度 58校 令和4年度 58校 令和5年度 58校 令和6年度 58校 令和7年度 58校	○	市立全中・中等教育学校（前期課程）において消費生活総合センター作成のパンフレットを配布し、家庭分野の学習で活用した授業を実施したため。	消費者教育の一層の推進を図るため、市立全中・中等教育学校（前期課程）において消費生活総合センター作成のパンフレットを配布し、家庭分野の学習で活用した（令和7年度実績 59校）。	教育課程指導課
37	学習指導要領に基づく消費者教育の推進【高等学校】	②⑧	令和5年度実績：さいたま市立3高等学校の生徒およそ2,200名（延べ人数）に指導を行った。 令和6年度実績：さいたま市立3高等学校の生徒およそ2,200名（延べ人数）に指導を行った。 今後は、主権者教育とも連携し、令和4年度に後期課程が開校したさいたま市立大宮国際中等教育学校の生徒も含め、「家庭基礎」や「公共」等の授業を通じて同程度の人数の生徒に指導を行うことを目標とする。	○	さいたま市立3高等学校・中等教育学校の生徒およそ2,200名（延べ人数）に指導を行った。	高等学校学習指導要領の必修教科「家庭」「公民」等における指導として、市立高校生に対し、以下を行った。 ①家庭における経済生活、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について取り扱った。 ②情報化の進展が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、情報モラルや情報セキュリティなどについて理解させた。 ③SNSの危険性やトラブル、ネット被害などについて理解し、自らを守る行動ができるよう促した。	高校教育課
●行政機関による支援の強化 若年者に向けた支援を強化します。							
38	教育部門との連携	②⑦⑧	学校教職員向け説明を3回実施する。学校向け出前講座を1回実施する。	○	評価基準を上回る形で、学校教職員向け説明6回及び学校向け消費生活出前講座7回を行うことができたため。	・学校教職員向け説明 6回 （小・中学校教頭会 各1回 小・中学校校長会 各1回 小・中学校教育課程説明会 各1回） ・学校向け消費生活出前講座 7回 （809人参加）	消費生活総合センター
39	関心を持ってもらえるようなSNSでの情報発信	②⑧	情報発信を30回実施する。	○	評価基準を上回る情報発信ができて、センターのイベント情報や注意喚起など、消費生活に関する様々な情報を迅速かつわかりやすく発信することができたため。	ホームページやSNSにて、各種イベント情報、注意喚起など、消費生活に関する情報発信を54回行った。 ・ホームページ 40回 ・SNS 14回 （X（旧Twitter）11回、LINE 1回 インスタグラム 1回、みんなのアプリ 1回）	消費生活総合センター
40	動画CMを使用した啓発	②	二十歳の集い等にて2回実施する。	○	評価基準回数の動画CMの放映を行うことができたため。	・RB大宮アルディージャホームゲームにおいて、1回動画CMを放映した。 ・二十歳の集いにおいて、1回動画CMを放映した。	消費生活総合センター
41	子供向けセミナーの開催	②⑧	子供向けセミナーを1回以上開催する。	○	子供の興味関心の高いテーマを取り上げた消費生活セミナーを開催できたため。	子供の興味関心の高いテーマを取り上げた消費生活セミナーを1回開催した。 ・令和7年8月19日 「科学工作 ～振動ロボットをつくろう！～」 参加者数 10人	消費生活総合センター
42	若者向け特別相談の実施	②④	若者向け特別相談を2回実施する。	○	若者向け特別相談を2回実施することができたため。	若者向け特別相談を2回実施した。 ・若者消費者トラブル110番 令和7年8月7日、8日 相談件数 9件 ・若者被害特別相談 令和8年1月15日、16日、17日 相談件数 13件	消費生活総合センター

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理由	令和7年度実績	担当課所
②消費者教育の推進 消費者トラブルは、次々と新たな手口が発生したりと、変化をしながら複雑化・高度化しています。消費者トラブルに巻き込まれないようにするためには、様々な年齢や生活状況に応じた消費者教育を実施し、消費者教育を受けられる機会を増やすことが重要です。 また、消費者自らが消費者問題に対する理解を深め、自主的かつ合理的に行動できるようにすることで、健康で豊かな生活を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会の構築を目指す必要があります。							
●地域における消費者教育の推進 自治会、公民館、社会福祉協議会等と連携・協力のもと、地域における消費者教育を推進します。							
43	公民館、福祉施設、事業所等における消費生活に関する出前講座の開催	⑧	出前講座時のアンケートで「とても役に立った」「役に立った」と回答した参加者の割合 毎年度95%	○	評価基準の95%を達成することができ、地域における消費者教育の推進を図ることができたため。	出前講座時のアンケートで「とても役に立った」「役に立った」と回答した参加者の割合 99.1%	消費生活総合センター
44	消費者の意識啓発と知識向上のための消費生活セミナーの開催	⑧	セミナーを5回開催する。	○	消費者の興味関心の高いテーマを取り上げた消費生活セミナーを、開催できたため。	消費生活セミナーを5回開催し、計88人参加した。	消費生活総合センター
45	地域等への消費生活に関する図書・DVD等の貸出	⑧	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。 (件数等の数値設定は不適當)	○	DVD及びパネルの貸出しに際し、速やかに手続きを行うことで消費者教育の推進を図ることができたため。	区役所コミュニティ課を通じて、2件自治会へのDVDの貸出しがあった。	消費生活総合センター
●自主的な学習の支援 消費者や消費者団体等が行う自主的な消費生活に関する学習活動に対して、講師の派遣、資料の提供等の支援をします。 また、消費者団体等の運営や、学習活動の発表に対する支援に取り組みます。							
46	消費者団体への学習資料、学習場所等の提供	⑧	学習資料提供を5回実施する。 学習場所の提供は対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。 (件数等の数値設定は不適當)	○	評価基準の学習資料提供を5回実施することができたため。	学習資料提供を5回実施した。 ・消費生活情報紙「くらしの情報」の提供 4回 ・「さいたま市消費者行政の概要」の提供 1回	消費生活総合センター
47	消費者団体との協働	⑦⑧	消費生活展及び消費者フォーラムを協働で1回実施する。	○	消費生活展及び消費者フォーラムを消費者団体との協働により合同開催できたため。	消費生活展及び消費者フォーラムを消費者団体との協働により合同開催した。	消費生活総合センター
48	消費生活展等の活動場所の提供	⑧	パネル展示等の活動発表の場を提供する。	○	消費生活展及び消費者フォーラムの合同開催を通じて、パネル展示等の活動発表の場を提供できたため。	消費生活展及び消費者フォーラムの合同開催を通じて、パネル展示等の活動発表の場を提供した。	消費生活総合センター
●学校・地域における情報教育の推進 学校において、教育用コンピュータの整備・活用を図るとともに、※情報モラル教育を推進します。また、地域の情報教育を推進します。							
49	教育用コンピュータの整備・活用等学校における情報教育の充実	⑧	① 国の「児童生徒のICT活用を指導する能力」の調査項目に肯定的に回答した教員の割合(%) 令和3年度 77% 令和4年度 81% 令和5年度 84% 令和6年度 87% 令和7年度 90% ② 「社会の課題に向き合い、課題解決に向け探求的な学習を進められた」児童生徒の割合(%) 令和3年度 88% 令和4年度 89% 令和5年度 90% 令和6年度 91% 令和7年度 93% ③ 国の「情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力」の調査項目に肯定的に回答した教員の割合(%) 令和3年度 88% 令和4年度 89% 令和5年度 90% 令和6年度 91% 令和7年度 92% ④ 自律的に学習を進めたり学習の悩みを相談したりできる学習スペースを設置した学校の割合 令和3年度 85% 令和4年度 90% 令和5年度 95% 令和6年度 98% 令和7年度 100%	○	評価基準①②③④を達成することができ、ICT活用の推進を図ることができたため。	令和7年度の実績 ① 91% ② 94% ③ 94% ④ 100%	教育研究所
50	地域の情報教育の推進	⑧	毎年、市民のICTリテラシー向上及び情報格差の解消を目的とした講座を10回以上開催する。	○	目標を超える回数の講座を開催したため。	令和7年度の実績 906回 (・地域ICTリーダを講師とする市主催の講座・相談会 107回 ・市が支援を行った地域ICTリーダの独自活動による講座等 799回)	デジタル改革担当
●消費者リーダーの育成 地域における消費者教育や自主的な学習活動の中から、地域における消費者の支援等、実践的な消費者活動を担う消費者リーダーの育成・活用を目指します。							
51	消費者活動を担う消費者リーダーの育成と活用	⑦⑧	研修会議等を1回実施する。または、イベント等において1回以上活動の場を提供する。	○	埼玉県が養成した消費者被害防止サポーターをさいたま市のサポーターとして活用し、今後の消費者教育を担うリーダーとして育成するため、連絡会議の書面開催やイベント等での活動の場の提供、情報提供等を行うことができたため。	・連絡会議の書面開催(1回) ・情報提供(6回) ・くらしの情報(4回) ・消費生活展の案内(1回) ・消費者フォーラムの案内(1回) ・イベント等での活動の場の提供(3回) ・大宮区民ふれあいフェア ・消費生活展 ・「障害者週間」市民のつどい	消費生活総合センター

施策番号	施策の内容	計画の 総合指標 の達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
③環境保全への取り組みの促進 大量生産、大量消費の社会システムは、消費者に便利さと豊かさをもたらしました。その反面で、資源の浪費やごみ問題を引き起こし、地球温暖化等の環境問題に大きな影響を与えています。限りある資源や良好な自然環境を未来に引き継ぐために、総合的、計画的に環境保全に取り組む必要があります。 また、地球環境問題への貢献については、事業者の事業活動ばかりでなく、消費者一人ひとりの消費生活そのものにおいて、それぞれが自主的に取り組んでいくとともに、広域的な連携のもとで取組を進める必要があります。							
●ごみ減量・リサイクルの推進 ごみの排出抑制・分別の徹底を図るとともに、リサイクルのあり方を検討し、廃棄物減量と資源の有効利用による循環型社会の形成を促進します。							
52	資源物の定期的な回収運動を行う市民団体に対する補助金の交付	⑨	参加団体数における各年度の目標指標は以下のとおり。 令和3年度 476団体 令和4年度 478団体 令和5年度 480団体 令和6年度 418団体 令和7年度 420団体	×	目標とした団体数に達しなかったため。	実施団体数 397団体 総回収量 7,838,890kg 交付金額 39,000,600円	廃棄物対策課
53	生ごみの処理容器又は処理機の購入費の一部補助	⑨	補助基数について、各年度の目標指標は以下のとおり。 令和3年度 212基 令和4年度 214基 令和5年度 216基 令和6年度 218基 令和7年度 220基	○	評価基準である補助基数の実績が目標を大きく上回ったため。	交付人数 交付基数 交付金額 生ごみ処理容器 45人 45基 171,400円 (コンポスト) 生ごみ処理機 355人 355基 3,549,000円 合計 400人 400基 3,720,400円	廃棄物対策課
54	ごみの分別・減量化を推進するクリーンさいたま推進員の委嘱	⑨	推進員委嘱者数目標 令和3年度 1,460名 令和4年度 1,460名 令和5年度 1,470名 令和6年度 1,470名 令和7年度 1,480名	×	目標人数を下回ったため。	ごみの減量及び適正処理を推進するため、行政と市民をつなぐ地域のリーダーの役割を担う「クリーンさいたま推進員」の新規委嘱及び自己学習のための資料配布を行った。 資料の内容としてはクリーンさいたま推進員制度や3Rについての説明を盛り込み、廃棄物の適正な排出に関する知識の向上と地域のリーダーとしての意識の高揚を図った。 委嘱者数総計 1,449名	廃棄物対策課
●環境配慮型消費行動の推進 自らのライフスタイルを見直し、グリーン購入等主体的に買い方を変えて社会の仕組みを企業や行政をも巻き込んで環境に配慮した方向に変えていく消費者（「グリーンコンシューマー」といいます。）の育成を図ります。							
55	循環型社会を意識したマイボトル・マイバック運動の推進	⑨	市民1人1日あたりの総排出量 令和3年度 862g 令和4年度 856g 令和5年度 850g 令和6年度 845g 令和7年度 838g	○	市民1人1日あたりの総排出量実績が、目標の838gに対し740gと下回ったため。	市民1人1日あたりの総排出量 740g	資源循環政策課
●環境重視の事業活動の促進 地球や地域の自然環境及び生態系と企業活動を調和させるため、商品・サービスの企画、原料調達、製造、流通、使用、廃棄、再生において、省資源、省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル等の環境に配慮した行動を組織的に実施する事業者の育成を促進します。							
56	研究開発から販路開拓までを支援する環境配慮型事業の育成	⑨	支援実施時に設定した目標を達成した企業の割合 毎年度90% (令和7年度まで90%以上を維持)	○	目標を達成した企業の割合が100%となり、評価基準の90%に達したため。	窓口・訪問相談件数 1,064件 専門家派遣件数 21件 金融機関と連携した成長支援 227件 ※環境分野以外の実績を含む	企業成長推進課
57	事業者に対する商品の過大・過剰包装削減の周知	⑨	ホームページでの情報提供、周知・啓発を1回以上実施する。	○	ホームページで商品包装の適正化について周知を行うことができたため。今後も消費生活情報紙に掲載するなどさらなる周知啓発を図る。	過大・過剰な包装や容器を用いないといった商品包装の適正化について、消費生活情報紙を通じてホームページで1回周知を行った。	消費生活総合センター
●環境学習の機会の充実 環境学習の機会を充実させることで、市民の自主的な環境活動の活性化を図り、学校でのごみの排出抑制やリサイクル活動の推進等、実践的な活動へと繋げます。							
58	公民連携による環境教育ネットワークの拡充	⑦⑨	市と連携して環境教育・学習の推進に取り組む民間事業者等の団体数 令和3年度 1団体増 令和4年度 1団体増 令和5年度 2団体増 令和6年度 2団体増 令和7年度 2団体増	○	評価基準の2団体が、新たにさいたま市環境教育ネットワークパートナーとして登録したため。	さいたま市環境教育ネットワークパートナーとして、環境教育・学習の推進に取り組む民間事業者が2団体登録した。	環境総務課
59	さいたま市環境標語コンテスト2023の実施	⑨	—	—	—	令和6年4月1日に事務を廃止した。 【廃止理由】 事業の見直しにより他事業（施策番号61番「さいたまこどもエコ検定」）と統合したため。	環境総務課

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
60	学校環境緑化コンクールへの参加	⑨	令和3年度 9校 令和4年度 9校 令和5年度10校 令和6年度11校 令和7年度12校 ※前年実績により変動する。	×	参加校数が基準より下回ったため。	参加校3校（小学校3校のみ） ※参考 令和元年度参加校8校 令和2年度は新型コロナウイルス感染防止に係る対応のため中止 令和3年度参加校4校 令和4年度参加校3校 令和5年度参加校3校 令和6年度参加校2校	教育課程指導課
61	さいたまこどもエコ検定の実施	⑨	こどもエコ検定に取り組んだことで環境について児童・生徒が興味を持った学校の割合 令和3年度 91% 令和4年度 92% 令和5年度 93% 令和6年度 94% 令和7年度 95%	○	評価基準を達成し、エコ検定に取り組んだ全ての学校で児童・生徒が環境について興味を持ったため。	さいたまこどもエコ検定 ・実施校数 28校 ・実施児童・生徒数 6,169人 ・さいたまこどもエコ検定を契機に環境について児童・生徒が興味をもった学校の割合 100% ※施策番号59番「さいたま市環境標語コンテスト2023」と統合し、令和6年度より対象を小学生から小中学生に拡大した。	環境総務課
●環境活動への参加の促進 地域の環境保全の核となる人材を育成するとともに、消費者や事業者の環境保全活動への自発的、積極的な参加を促進します。							
62	環境イベントの実施	⑦⑨	環境イベントの参加者数合計 令和3年度 2,270人 令和4年度 2,320人 令和5年度 2,370人 令和6年度 2,420人 令和7年度 2,470人	○	評価基準を上回る4,290人が環境イベントに参加し、市民の環境意識の向上に貢献できたため。	さいたま市打ち水大作戦参加者 550人 さいたま市環境フェア参加者 3,740人 合計 4,290人	環境総務課
63	市内全域を対象とした市民参加によるごみゼロキャンペーンの実施	⑨	環境美化活動（市民清掃活動）の参加者数 令和3年度 97,600人 令和4年度 98,200人 令和5年度 98,800人 令和6年度 99,400人 令和7年度 100,000人	○	環境美化活動（市民清掃活動）の参加者数が評価基準を上回る100,476人となり、環境美化の周知啓発活動を実施することができたため。	環境美化活動（市民清掃活動）の参加者数 100,476人	資源循環政策課
④わかりやすい情報提供の推進 市民が自立した消費者として、自主的かつ合理的に行動することができるようにするための支援では、消費者の知識、年齢等の特性に応じて、消費者被害に関する情報やその予防方法を速やかにわかりやすく提供する必要があります。							
●迅速な情報収集と情報提供 消費者被害の未然防止・拡大防止のために、消費者被害に関する情報やその予防に関する情報の収集・提供の迅速化を図ります。							
64	ホームページやSNS等を活用した注意喚起及び各種イベント情報の発信	①	情報提供を30回以上実施する。	○	評価基準を上回る情報発信ができ、センターのイベント情報や注意喚起など、消費生活に関する様々な情報を迅速かつわかりやすく発信することができたため。	ホームページやSNSにて、各種イベント情報、注意喚起など、消費生活に関する情報発信を54回行った。 ・ホームページ 40回 ・SNS 14回 （X（旧Twitter）11回、LINE 1回 Instagram 1回、 みんなのアプリ 1回）	消費生活総合センター
●情報紙の発行と配布等 市民の消費生活の向上を図るため、消費生活に関する情報や暮らしに役立つ知識等を定期的な情報紙により提供します。							
65	消費生活情報紙の作成及び配布	①	消費生活情報紙を4回発行する。	○	評価基準どおりの消費生活情報紙の発行を行うことができたため。	消費生活情報紙「くらしの情報」を4回発行した。（No138～141）	消費生活総合センター
●消費生活に関する講座の充実 消費者教育の推進及び消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質商法や金融知識等、消費生活に関する講座を充実します。							
66	消費者の意識啓発と知識向上に向けた消費生活に関する出前講座・消費生活セミナーの実施	①⑧	①出前講座時のアンケートで「とても役に立った」「役に立った」と回答した参加者の割合 毎年度 95% ②消費生活セミナーを5回実施する。	○	①評価基準の95%を達成することができ、地域における消費者教育の推進を図ることができたため。 ②消費生活セミナーは評価基準どおり開催できた。	①出前講座時のアンケートで「とても役に立った」「役に立った」と回答した参加者の割合 97.7% ②消費生活セミナーを5回開催し、計88人が参加した。	消費生活総合センター

施策番号	施策の内容	計画の 総合指標 の達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
(3) 消費者被害への機動的な対応							
①迅速な消費者被害への対応 消費者と事業者間のトラブルの公正な解決を図り、速やかに被害からの救済を行う消費生活センターの役割は重要です。消費生活センターでは消費生活相談等を通して消費者と事業者との間の情報の質及び量・交渉力等の格差を補い、消費者による自主的な解決に向けた助言、事業者に対するあっせん等を行います。 市民の期待に一層応えられるよう、消費生活センターでの相談機能の充実・強化を図るとともに、より高度な問題の解決ができるよう、消費者被害の救済体制を整備する必要があります。							
●消費生活相談機能の充実・強化 消費生活相談員の技術向上、アドバイザー（弁護士・建築士）の助言体制の整備により、消費生活相談機能を充実・強化し、消費者被害の解決を図ります。							
67	消費生活相談員の研修参加等による資質の向上	④	国民生活センター主催の「専門・事例講座」等の研修への参加（全相談員16名） 研修や意見交換会・懇談会の実施（40回）	○	評価基準以上の研修、意見交換会及び懇談会への参加援助を行うことができたため。	令和7年度実績 63回 ・研修参加実績（58回・全相談員16名参加） ・県、埼玉弁護士会、埼玉県消費生活コンサルタントの会共催 12回 ・埼玉県消費生活支援センター主催 5回 ・国民生活センター主催 27回 ・消費者庁主催 3回 ・国土交通省主催 2回 ・公益財団法人消費者教育支援センター 7回 ・関西広域連合 1回 ・日本訪問販売協会 1回 ・意見交換会・懇談会参加実績（5回） ・県、埼玉弁護士会、埼玉県消費生活コンサルタントの会共催 1回 ・CRIN協議会主催 2回 ・（一社）日本損害保険協会 1回 ・総務省関東総合通信局主催 1回	消費生活総合センター
68	アドバイザー（弁護士・建築士）の助言による消費生活相談機能の強化	④	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	○	消費生活相談アドバイザーより、電話による助言を19件受け、消費生活相談の的確かつ迅速な対応へとつなげることができたため。	解決困難な事例相談時に、埼玉弁護士会から推薦を受けた弁護士及び公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部埼玉地域会から推薦を受けた建築士である消費生活相談アドバイザーより、電話による助言を19件受けた。（弁護士19件、建築士0件）	消費生活総合センター
69	消費生活相談のサービス向上のための消費生活相談体制の拡充	④	弁護士相談を9回実施する。	○	評価基準以上の弁護士相談を実施し、相談受付体制を整えることに寄与したため。	弁護士相談を9回実施した。	消費生活総合センター
70	高齢者や若年者を対象とした消費生活特別相談の実施	②③	高齢者特別相談を1回実施する。 若年者特別相談を2回実施する。	○	高齢者特別相談を1回、若年者特別相談を2回実施することができたため。	・高齢者被害特別相談 令和7年9月10日～12日 相談件数 54件 ・若者消費者トラブル110番 令和7年8月7日・8日 相談件数 9件 ・若者被害特別相談 令和8年1月15日～17日 相談件数 13件	消費生活総合センター
71	消費生活相談員の助言・あっせんによる消費者トラブルの解決	④	助言・あっせんの解決率を80%以上とする。	○	助言・あっせんの解決率が83.0%と評価基準を上回ったため、今後も消費者被害に迅速に対応し、被害の未然防止及び救済に努める。	相談件数12,177件のうち、 助言・あっせんの解決率 83.0% （令和8年5月31日時点の集計結果） ・相談方法内訳 電話 11,276件 来所 898件 文書 3件 ・処理結果内訳 助言（自主交渉） 9,444件 あっせん解決 659件 あっせん不調 69件 他機関紹介 325件 その他情報提供 1,264件 処理不能 101件 処理不要 277件 処理継続 38件	消費生活総合センター
●消費者被害救済体制の整備 市民の消費生活に著しく影響を及ぼすような消費者被害について、消費生活審議会における調停等により、公正かつ速やかに解決を図ります。							
72	消費生活審議会における調停等の活用や消費者訴訟の援助	④	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	—	該当する案件が発生していないため。	消費生活審議会にて調停を行った案件はなかった。	消費生活総合センター
73	消費者訴訟の資金の貸付け	④	該当する案件が生じた場合、援助・助力の必要性を確認し、必要であれば速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	—	該当する案件が発生していないため。	該当案件はなかった。	消費生活総合センター
●個人情報保護の適正化の推進 個人情報の保護に関する法律及びさいたま市個人情報保護条例に基づき、消費者及び事業者に対して個人情報の適切な取り扱いに関する相談等の支援を行います。							
74	個人情報に関する相談の助言	④	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	—	令和4年7月15日以降、国の方針に従い、個人情報に関する相談を収集しておらず、評価し得ないため。	個人情報に関する相談を収集しておらず、実績はなかった。	消費生活総合センター

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
②高齢者等への支援の強化 ＜重点＞ 高齢化社会にあって、高齢者等を狙った悪質な訪問販売等による消費者被害が深刻な問題となっています。特に、一人暮らしの高齢者等が狙われる傾向があるため、消費生活に関する啓発を行い、消費者被害の未然防止を図る必要があります。消費者被害に遭う高齢者等には、自分は大丈夫と思い込んだり、判断能力の低下から被害に遭っても気づかないという特性が見られます。このような高齢者等の特性につけこむ悪質な事業者に対する規制を強化するとともに、本人に向けた継続的な啓発と家族、介護ヘルパー等高齢者等の周辺の方への情報提供を充実させる必要があります。また、消費者被害に気付かない高齢者等は消費生活センターに相談に来ないことが懸念されるため、見守りの体制を強化する必要があります。							
●高齢者等への情報提供等の強化 高齢者等及びその家族が比較的多く利用する公共施設や、福祉施設等の協力のもと、消費者被害に関する情報提供を図ります。							
75	公共施設や福祉施設等に、被害防止に関する情報提供	①③	情報提供及び啓発情報を3回以上実施する。	○	評価基準を上回る計16回の情報提供及び啓発情報の発信を行うことができたため。	公民館や地域包括支援センター等への情報提供及び啓発情報の発信を計16回行った。 ・チラシ等配布 ・消費生活情報紙「くらしの情報」作成・配布 4回 ・「関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーン」作成・配布 1回 ・（独）国民生活センター「くらしの豆知識」名入れ・配布 1回 ・個別資料提供 ・地域包括支援センター 5回 ・区役所等窓口 3回 ・幼稚園 1回 ・図書館 1回	消費生活総合センター
76	高齢者等に日頃接する人への情報発信	①③	啓発情報の発信及び意見交換会を10回以上実施する。	○	評価基準を上回る計16回の啓発情報の発信を行うことができたため。	啓発情報の発信 ・地域包括支援センター職員 5回 ・民生委員 3回 ・自発的に啓発を行う市民 6回 ・市職員 2回	消費生活総合センター
●地域包括支援センター等との連携の推進 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター等との連携を図り、高齢者等への消費生活相談案内等の支援及び消費生活に関する情報の提供を行います。							
77	地域包括支援センター等との連携による高齢者等への相談案内支援及び情報提供	①③⑦	地域包括支援センターと1回以上連携する。	○	評価基準を上回る5回の連携を行うことができたため。	地域包括支援センターとの連携 5回（出前講座以外の個別の資料提供）	消費生活総合センター
●高齢者等の見守り活動の推進 地域での支え合いや助け合いによる、単身高齢者等の見守り活動により、高齢者等が安全、安心して暮らせる社会を構築できるよう支援を行います。							
78	高齢者の地域での見守り活動の推進	③	高齢者見守り活動の活動者数 令和3年度 4,000人 令和4年度 4,080人 令和5年度 4,150人 令和6年度 4,230人 令和7年度 4,300人	○	評価基準を上回る7,374人の活動があり、広く見守り活動が行えたため。	高齢者見守り活動の活動者数 7,374人	高齢福祉課
●高齢者等の権利擁護の促進 判断能力が不十分であるために権利の適切な行使ができない高齢者等については、本人の意向に寄りそった援助が必要であり、生活支援員の訪問を通じての支援や、成年後見制度の活用を図ります。							
79	生活支援員等による福祉サービス利用手続きや日常的な支払いの援助	③	利用契約者数（年度） 令和5年度 132件 令和6年度 142件 令和7年度 150件 ※市社会福祉協議会策定の「第3次さいたま市地域福祉活動計画」（令和5年度～令和11年度）に基づく目標値。 令和8年度に中間評価を行う予定。	×	相談援助件数は前年度より増加した。しかし、利用契約者数については目標値に達しなかった。訪問調査方法の見直しを図ったものの、「対象者の継続的な利用意思の確認に時間を要したこと」や「体調不良等による訪問の延期」により、調査期間が長期化したことがその要因となっている。これにより新規契約件数が伸び悩み、結果として訪問調査までの待機者が生じているため、その早期解消が課題になっている。	・相談援助件数 7,126件 ・新規契約件数 24件 ・終了件数 19件 ・利用契約者数 132件	地域福祉推進室

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
80	権利擁護のための成年後見制度利用【高齢者】	③	・市長申立見込件数 令和3年度 73件 令和4年度 75件 令和5年度 77件 令和6年度 79件 令和7年度 82件 ・報酬助成見込件数 令和3年度 112件 令和4年度 124件 令和5年度 138件 令和6年度 153件 令和7年度 169件 ・市民向け成年後見制度利用促進セミナー受講者数 令和3年度 70名 令和4年度 70名 令和5年度 70名 令和6年度 70名 令和7年度 70名	○	成年後見制度の利用を必要とする高齢者の申立及び後見人等に対する報酬助成の適切な実施、市民を対象としたセミナー開催により制度の周知啓発を行うことができたため。	・市長申立件数 80件 ・報酬助成件数 166件 ・市民向け成年後見制度利用促進セミナー受講者数 359名	高齢福祉課
●障害者の支援体制の整備促進 障害者本人や家族から寄せられる様々な相談に対応する、障害者生活支援センターを中心に、各関係機関との連携のもと、生活全般にわたる支援を行います。							
81	障害者等の相談支援体制の充実	③	障害者生活支援センター間の連絡調整の場であるコーディネーター連絡会議（令和5年度から障害者生活支援センター連絡会議に名称変更）を継続的に開催する。 令和3年度 4回開催 令和4年度 4回開催 令和5年度 4回開催 令和6年度 4回開催 令和7年度 4回開催	○	障害者生活支援センター間の連絡調整の場である障害者生活支援センター連絡会議（旧コーディネーター連絡会議）開催について、年間4開催の目標を達成したため。	障害者生活支援センター連絡会議（旧コーディネーター連絡会議）定例会 4回開催	障害福祉課
82	権利擁護のための成年後見制度利用	③	判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者に対する権利を擁護するため、本市の障害者総合支援計画に基づき、今後も継続して事業を実施していく。	○	判断能力が不十分で、身寄りがないなどの理由により契約による障害者福祉サービス利用が困難な知的・精神障害者に対し、市長による後見開始等審判の請求・成年後見人等に対する報酬の助成といった成年後見制度の利用支援を行い、人権、財産権を保障し、福祉の増進を図ることができた。	・市長による後見開始等審判の請求 14件 ・成年後見人等に対する報酬の助成 96件	障害福祉課 高齢福祉課
83	聴覚障害者相談員による日常生活の相談	③	聴覚障害者の日常生活上の各種相談に応じ、情報提供などを行うため、本市の障害者総合支援計画に基づき、今後も継続して事業を実施していく。	○	日常生活に関する相談をはじめ、医療・社会活動など多種多様な相談に応じることで、聴覚障害者の相談ニーズに応えることができた。	相談件数 398件	障害福祉課
③事業者に対する指導の推進 消費活動が多様化・複雑化する中で様々な悪質な手口を使って、一般の消費者に被害を与える事業者がいます。こうした悪質な事業者からの被害を防止するため、消費生活相談と並行して、この種の事業者に対する指導が必要です。							
●事業者指導の推進 迅速な情報収集と調査に基づき、不適正な取引行為に対して早期の是正指導、改善勧告を行うとともに、特に悪質な事業者に対しては、消費者被害の拡大防止のため、市民への周知のほか必要に応じ報道機関へ情報提供します。							
84	悪質な事業者に対する指導	④⑤	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	—	該当する案件が発生していないため達成度を設定することはできない。	事業者に対して是正指導等や勧告をした事例はなかった。	消費生活総合センター
85	公表等による条例違反事業者の不適正な取引行為の抑制	④	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	—	該当する案件が発生していないため達成度を設定することはできない。	条例違反により公表を行った事例はなかった。	消費生活総合センター
86	相談実績活用による指導検討事業の把握及び指導	④⑤	必要と判断される事業者に対して是正指導等を実施する。	—	該当する案件が発生していないため達成度を設定することはできない。	事業者に対して是正指導等をした事例はなかった。	消費生活総合センター

施策 番号	施策の内容	計画の 総合指標 の 達成に 資する 効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
④関係機関等との連携の推進 事業者を厳正に規制する取り組みによって、消費者被害の未然防止を図るとともに、悪質な事業者を撤退させることにより市場の公正化を図る必要があります。これにより、消費者は適正な選択と公正な取引が可能となる消費生活環境が保障され、これは適正な事業者にあっても同様であり、安全で安心できる消費生活の実現につながります。このような規制を推進し、かつ、その実効性を確保するためには、関係行政機関、福祉関係団体、消費者団体等との連携を推進する必要があります。							
●関係機関等との連携の推進 消費者被害の多様化・複雑化、広域化を踏まえ、消費者被害の未然・拡大防止及び迅速な救済のために関係機関、関係団体との連携の強化を図ります。							
87	国、埼玉県、警察署、弁護士会、司法書士会及び消費者団体等との連携及び協力	⑦	会議への出席率を90%以上とする。	×	出席率は目標には到達しなかったが、会議・協議会等について積極的に参加し、情報交換・情報収集を行い関係機関と良好な連携を深めることができた。	【令和7年度実績】 ・市町村消費者行政担当課長会議 ・都道府県等消費者行政担当課長会議 ・全国消費生活センター所長会議 ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議 ・南関東ブロック消費者センター商品テスト担当者会議 ・防犯連絡会議 ・関東電気通信消費者支援連絡会 ・埼玉県犯罪被害者支援推進協議会 ・埼玉県食品表示監視協議会 ・埼玉県中部地区消費者行政推進連絡協議会 ・埼玉県多重債務対策協議会 ・高齢者の消費者被害防止フォーラム ・首都圏消費生活センターとの連絡協議会 ・埼玉弁護士会、埼玉県消費生活コンサルタントの会及び消費者行政との懇談会	消費生活総合センター
●適格消費者団体との連携の推進 消費者庁の認定を受けている消費者団体であり消費者被害未然・拡大防止等のために連携を図ります。							
88	適格消費者団体との連携の強化	⑦	対象となる案件があった場合、速やかに手続きを行う。（件数等の数値設定は不適当）	—	評価対象となる案件がなかったため。	適格消費者団体からの情報提供依頼はなかった。	消費生活総合センター

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理由	令和7年度実績	担当課所
(4) 消費者意見の反映の促進							
①消費者、事業者及び市による協働の推進 新たな技術開発や流通の広域化等により発生するリスクに対する消費者の安全を確保するため、様々なリスクに関する正確な情報を関係者が共有し、相互に意思疎通を図ることでリスクを適正にコントロールするリスク分析の考え方の導入が進んでいます。食品・農産物のほか、商品・サービスにかかる製造から流通、消費についても、消費者、事業者及び市がリスクの評価・管理にかかると意見を相互に適切に反映できるように、関係者が情報を共有し意見を交換して理解を深めるためのリスクコミュニケーションを促進する必要があります。 また、こうした情報交換を実現するために、消費者、事業者及び市が連携して交流できる機会を確保していくことが必要です。							
●リスクコミュニケーションの推進 食の安全委員会、食の安全市民モニター会議や消費生活に関する講座の開催時に意見交換を実施することで、消費者、事業者及び市相互の交流を図るとともに、事業活動や市の施策に反映する取り組みを推進します。							
89	食の安全委員会での意見の交換【1番に再掲】	⑤⑥⑦	毎年4回開催する。(令和3年度から7年度)	○	年4回開催できたため。	開催日：①令和7年5月15日 ②令和7年7月22日 ③令和7年11月4日 ④令和8年1月26日 内 容：食の安全確保対策事業について 食の安全基本方針アクションプランについて 食品衛生監視指導計画について	生活衛生課
90	食の安全に関する情報提供・注意喚起【2番に再掲】	①⑥	毎年夏期と冬期に食中毒予防啓発事業を実施する。(令和3年度から7年度) 市報やホームページを活用しての情報提供を実施する。(令和3年度から7年度)	○	夏期と冬期に食中毒予防啓発事業を実施できたため。 市報やホームページを活用して情報提供を実施できたため。	・7月から8月、11月から12月に食中毒予防対策強化期間を設定し、啓発事業を行った。 ・市報、ホームページ、デジタルサイネージ等を活用し、食の安全に関する情報提供を行った。また、食中毒事件、食品の自主回収等の情報を迅速に提供した。	生活衛生課
91	食の安全に関する情報共有及び意見交換【3番に再掲】	①⑥	毎年食の安全フォーラムを2回、サイエンスカフェを2回開催する。(令和3年度から7年度)	×	食の安全フォーラムを2回開催し、専門家と参加者がコーヒー等を片手に気軽に語り合う事業であるサイエンスカフェに代わり、食品事業者を話題提供者とする食の安全市民サロンを1回開催したため。	・食の安全フォーラム 開 催 日：①令和7年7月28日 ②令和8年3月13日 内 容：①“からだに良い”の落とし穴？今こそ知りたい『健康食品』の真実 ②冷凍食品の基礎知識～便利、美味しさのその先に～ 参加者数：①59人 ②65人 ・食の安全市民サロン 開 催 日：令和8年3月17日 内 容：日ごろの食中毒予防について振り返る 参加者数：23人	生活衛生課
92	食の安全・安心市民講習会の開催【4番に再掲】	⑥⑧	毎年7回開催する。(令和3年度から7年度)	×	同等の内容で年6回の開催計画を策定し、7回開催できなかったため。	開催日：①令和7年5月19日 ②令和7年7月3日 ③令和7年8月28日 ④令和7年10月29日 ⑤令和8年1月22日 ⑥令和8年2月24日 内 容：①食品の安全性の考え方 他 ②食中毒予防と衛生管理 他 ③農業の安全確保のための正しい農業の知識 他 ④食品表示について 他 ⑤施設見学 ⑥食の安全情報との付き合い方 他	生活衛生課
●地産地消の推進 新鮮で安全性に優れた農産物の生産と供給を推進するために、農産物の直売所の展開や農作物のブランド化推進等、地産地消の推進を図ります。							
93	地産地消の推進	⑥	食料品スーパーなどにおける地場産農産物コーナーの新規設置店舗数(5年間で12店舗)	○	評価基準を上回るペースで進捗しているため	地場産農産物コーナーの新規設置店舗数 3件 (令和6年度 3件 令和5年度 2件 令和4年度 3件 令和3年度 3件)	農業政策課
94	消費者への市内で生産された農産物の情報発信	①	さいたま市農情情報ガイドブックやSNS等を活用し、さいたま市の農情を発信する。	○	農情情報ガイドブックを、区役所などの公共施設だけでなく、マルシェや直売会にて配布することで、より多くの市民へ市内産農産物をPRすることができた。また、イベントや講座等が行われる際に随時X（旧Twitter）にて情報の周知を行った。	・さいたま市農情情報ガイドブック 12,000部作成 ・X（旧Twitter）のポスト回数 107回	農業政策課

施策番号	施策の内容	計画の総合指標の達成に資する効果	評価基準	評価	理 由	令和7年度実績	担当課所
●消費者、事業者及び市の連携・協働 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体及び市の交流の機会をつくり、相互の信頼関係を構築する施策を講じます。							
95	消費者、生産者及び市が参加する懇談会、シンポジウム、「農」の交流イベントの開催	⑥	市内農業生産者と消費者の交流を目的として、春秋の収穫期に農業関連イベントを開催する。	○	春の園芸まつりやさいたま市農業祭、アグリミニフェスタの開催により、市内農業生産者と消費者の交流の場を提供することができたため。	5月：春の園芸まつりの開催 11月：さいたま市農業祭、アグリ・ミニフェスタの開催	農業政策課
96	消費者団体、事業者団体との意見交換	⑦	消費者団体連絡会議への出席と意見交換の実施（開催時は全て出席）	○	消費者団体連絡会議や事業者団体主催の懇談会等に積極的に参加し、消費生活に関する意見交換を実施することができたため。	・消費者団体連絡会（12回） ・日本広告審査機構（JARO）懇談会（1回）	消費生活総合センター
②事業活動、市の施策への消費者意見の反映の推進 健全な消費生活環境づくりを推進していくにあたり、市は、消費者意識調査を行う等、積極的に消費者の意見を施策に取り上げることが必要です。 一方事業者は、消費者の知識、年齢等の特性に配慮することや、消費者と事業者との間に生じた問題を適切に処理しそれを事業活動に反映させること等が、消費者志向の事業展開をする上で重要なことです。							
●市の施策への消費者意見の反映 条例に基づく市長への申出制度、消費生活相談情報の分析結果及び市独自の消費者調査やその他の消費者意識・行動等に関する各種調査の活用を通じて、消費者がいただく要望や懸念の意見の把握に努め、施策に反映します。							
97	出前講座等における消費者アンケートの実施、消費者意見の反映	⑤	各出前講座等時にアンケートを実施する。 次回以降の出前講座等に反映すること。（10回以上）	○	評価基準を上回る形で、消費生活出前講座及び消費生活セミナーにて計41回のアンケートを実施のうえ次回以降の出前講座や消費生活セミナー等の企画に反映させることができたため。	消費生活出前講座において36回、消費生活セミナーにおいて5回、計41回のアンケートを実施し、出前講座や消費生活セミナー等の企画等に反映させた。	消費生活総合センター
98	消費生活審議会における基本計画の進行管理、課題やその解決についての検証	⑤⑦	消費生活審議会1回、消費者行政庁内連絡会議1回開催	○	令和7年度の10期第6回消費生活審議会の議題は、消費生活基本計画の具体的施策等の実施状況の報告と審議を行った。	・消費生活審議会 3回開催 ・消費者行政庁内連絡会議 1回開催	消費生活総合センター
●事業活動への消費者意見の反映 事業者が消費者の意見の反映を進める取り組みとして、苦情処理体制の整備や自主的な行動基準の策定・運用を促すとともに、事業者団体にあっては消費者と事業者との間の信頼関係の構築を促進するよう促します。							
99	事業者等における自主行動基準の策定・活用	④⑤	事業者訪問時、未策定事業者に対して策定を要望する。 事業所訪問件数目標 令和3年度 42件 令和4年度 44件 令和5年度 46件 令和6年度 48件 令和7年度 50件	○	訪問した事業者に対して状況を確認、自主行動基準未策定の事業者について策定の要請を行ったため。	事業者訪問において、事業者に対して消費者トラブルをなくす観点から自主行動基準の策定状況を確認、未策定の場合は策定について対応を要望する。	消費生活総合センター
●事業者への情報提供の推進 事業者向けの消費生活に関する講座の開催及び図書等の貸出しを促進する等、事業者が消費者の意見の反映を進める上で有益である情報の提供を推進します。							
100	事業者に対する相談案件に基づいた情報提供及び指導	①⑤	事業者訪問件数目標 令和3年度 42件 令和4年度 44件 令和5年度 46件 令和6年度 48件 令和7年度 50件	×	新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を控えていた事業者が訪問を再開しているものの以前の水準には戻らず目標を達成できなかった。	事業者訪問件数 40件 （同事業者の複数回訪問の回数を含む） ※事業者数 30社	消費生活総合センター
101	事業者に対する出前講座の開催	①⑤	3回以上開催する。	×	事業者からの出前講座の申し込みがなく開催ができなかったため、出前講座の周知・拡充を図る。	事業者からの出前講座の申し込みはなかった。	消費生活総合センター
102	事業者に対する図書及びDVD等の貸出	①⑤	貸出申込があつて情報提供を行うもののため、数値等評価基準は設定できない。	×	事業者に対する図書及びDVD等の貸出しはできなかったため、事業者訪問等の機会を活用し、図書及びDVD等の貸出しの周知、拡充を図る。	事業者に対する図書及びDVDの貸出しはなかった。	消費生活総合センター